NEWS RELEASE

2026 年 11 月 11 日
大日本除蟲菊株式会社

「蚊類防除用エアゾール」特許に関する特許権侵害訴訟について

大日本除蟲菊株式会社（本社：大阪市西区土佐堀一丁目４番１１号，代表取締役：上山史朗）は、蚊類防除用エアゾールの発明について弊社が有する特許権（特許第７０２６２７０号）に基づき、アース製薬株式会社（本社：東京都千代田区神田司町二丁目１２番地１，代表取締役：川端克宜）に対し、提起しておりました特許権侵害訴訟（知的財産高等裁判所 令和８年（ネ）第 10008 号）につきまして、令和８年 11 月 11 日に同裁判所より判決が言い渡されましたが、遺憾ながら、当社の請求が棄却される結果となりました。当社として、判決主文は受け容れ難いものですが、今後判決内容を精査し、上級審の判断を仰ぐことも検討してまいります。

当社は、知的財産権を重要な経営資産の一つであると認識しており、今後も適切な法的手続きを通じて、当社技術の正当性と権利の保護に努めてまいります。

関係者の皆様には、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

KINCHO